

住宅リフォーム助成事業 の受付を行います！

—市内の登録店舗で使用できる商品券を交付します—

【対象者】

- 自己所有の住宅に居住している人
- 世帯員全員に市税等の滞納がないこと
- 他制度による補助金等を受けていないこと
- 過去にこの助成制度を受けていないこと

【対象住宅】

- 市内に所在する住宅
- 申請者が自ら居住する住宅

【対象工事】

市内の事業所が施工する
総工事費(必須工事含)30
万円以上の工事

【助成額】

工事費(税抜)の20%
上限25万円分の商品券
(1,000円未満切捨て)

【受付期間】

令和6年5月20日(月)～令和6年9月30日(月)

- 受付開始後、先着順になります
- 予算額に到達した時点で締め切ります



● 必ず行っていただく工事(必須工事) ●

必須工事 ①～④の 中から1つ以上	①木材利用促進(県産材を床、壁、天井等に使用する) ②UD化(段差解消、手すり設置、扉の取手をレバーハンドルに交換等) ③省エネルギー推進(断熱性向上のための窓改修、断熱材の設置等) ④子育て支援等(子ども部屋改修等)
-------------------------	--

● 対象となる工事(主なもの) ●

外部工事	屋根の葺替、防水、塗装、その他の屋根工事 外壁の張替、塗装、その他の外装工事 雨樋の取替、改修、その他の樋工事 サッシ及びガラスの取付、取替、その他の建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張替・塗装、その他の内装工事又はタイル工事 ドアの取替、襖の張替、その他の建具工事 畳の入替、表替、その他の畳工事
建設設備工事	ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴室工事 システムキッチンの取替、その他の厨房工事 洗面台、便器の取替、その他の衛生設備工事
その他の工事	構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事に関連して行う解体工事 基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震補強工事

問合せ先

宇土市役所商工観光課

0964-27-3328

宇土市住宅リフォーム助成事業の申請から商品券受取りまでの流れ

	申請者	市（商工観光課）	必要書類・注意事項
申請	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">①交付申請書の作成及び提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑤交付決定通知受取</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑥工事着工</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">②交付申請書 受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">③書類審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">④交付決定通知発送</div>	<p>〈必要書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・同意書 ・固定資産評価証明書（税務課で取得できます） ・位置図（自宅の地図） ・図面（平面図・立面図・展開図等） ・見積書 ・リフォームする箇所の写真（施工前） <p>※上記以外でも追加で書類提出をお願いする場合があります</p> <p>〈注意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム工事に着工する前に申請をしてください ・書類審査には提出書類が完備後、3週間程度かかります ・施工業者との契約及び工事着工は交付決定後になります ・事前着工が判明した場合、助成対象外になります
↓	変更等がなければ⑦へ		
施工 (変更申請)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(1)変更申請書の作成及び提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(5)変更決定通知受取</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(2)変更申請書 受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(3)書類審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(4)変更決定通知発送</div>	<p style="text-align: center;">〈変更申請について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必須工事の変更 ・工事箇所の追加、変更、縮小 ・見積金額の変更 <p style="text-align: right;">} 変更申請が必要です</p> <p>〈必要書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更申請書 ・変更後の見積書 ・変更する箇所の図面（平面図・立面図・展開図等） ・変更する箇所の写真（施工前のもの）
↓	変更等がなければ⑦へ		
完了	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑦工事完了 施工業者へ代金支払</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑧実績報告書の作成及び提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑫確定通知受取</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑨実績報告書 受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑩書類審査 現地調査(適宜)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑪確定通知発送</div>	<p>工事完了後14日以内か、令和6年12月27日のいずれか早い日に提出してください</p> <p>〈必要書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・契約書の写し ・請求書の写し ・領収書の写し ・施工中及び施工後の写真 <p>(申請時に提出した施工前の写真と同じ場所・角度から撮影したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物のマニフェスト伝票E票の写し (産業廃棄物が発生した場合のみ必要) <p>※必要に応じて現地調査を実施します</p>
↓	変更等がなければ⑦へ		
受取	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑬請求 商品券受取</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑮登録店舗にて使用</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑭商品券交付</div>	<p>確定通知受領後、商品券の受取りをお願いします</p> <p>〈必要書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・身分証明書（免許証、マイナンバーカードなど） ・委任状(リフォーム申請者以外が受取りをされる場合) ・印鑑

〈注意事項〉

- 宇土市内に事業所及び営業所を有する施工業者が行うリフォーム工事が助成の対象です
- 過去にリフォーム助成事業を受けられた方若しくは、同一建物は助成対象外になります
- 申請時の書類審査時点で、市税等に滞納のある方は助成対象外になります

〈お問合せ〉

宇土市役所 商工観光課 商工振興係 0964-27-3328 (直通)